

令和5・6年度 尾道市物品購入等競争入札参加資格審査申請について (追加申請) (紙書類での提出用)

令和5年度及び6年度の尾道市(上下水道局、市民病院、みつぎ総合病院、尾道市立大学を含む)における物品購入(印刷物、修繕を含む)、業務委託(建設工事関係を除く)、賃貸借の競争入札(随意契約を含む)に参加するための資格を審査し、適格者を認定します。

今回、申請書をはじめ手続き内容を大幅に変更しています。関係書類をよく確認し、申請を行ってください。

申請手続きの概要

- 申請書に必要な事項を記入する。
- 必要書類を取得、作成する。(すべて写しで構いません)
- 送付票に必要な事項を記入する。
- 原則、郵送で提出してください。

追加申請受付期間

令和5年4月11日(火曜日)から令和6年9月17日(火曜日)まで随時受付

※毎月15日まで(15日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日まで)の受付分を審査の上、翌々月1日頃に認定します。

※郵送の場合は、毎月15日まで(消印または配達依頼日)の受付分を、翌々月1日頃に認定します。

※なお、申請書類に不足または不備があった場合の補正期間についても、毎月15日までとなりますのでご注意ください。

申請できるもの

- 次の各号に該当しない者であること
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
 - (3) 申請時に尾道市に納付すべき市税の滞納がある者、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (4) 営業に関し許可・認可・登録等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当する者

認定について

- 資格の有効期間は、認定後から令和7年3月31日までとなります。
- 追加申請受付の翌々月1日頃に尾道市のホームページで登録業者名簿を公表します。名簿への登録をもって、資格の認定とします。なお、個別通知はしませんのでホームページでご確認ください。

問い合わせ先・郵送先

722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号
尾道市役所 企画財政部財政課 用度係
電話 (0848) 38-9324 、 FAX (0848) 38-9319

※申請書送付の際、封筒表面に「資格審査書類在中」と記載してください。

アドレス⇒<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>

*トップページ>しごとの情報>物品購入・修繕(入札・契約) >入札参加資格審査申請

申請手順

申請書の作成

- ※ 様式1に必要事項を記入して下さい。
 - ※ 様式2の該当するものに○をつけて下さい。
- (市内業者認定を希望する場合)
- ※ 様式3の市内営業所等調べに、営業所の外観と内部の写真を貼り付けてください。
- 尾道市内に本店を置く継続登録業者*は提出を免除します。
- *継続登録業者とは「令和元～3年度物品購入等、業務委託指名業者名簿」に登録していた業者です。

関係書類の準備

- ※ 次の関係書類を取得、作成し複写してください。
登記簿謄本、個人事業主は身分証明書（市役所発行のもの）
財務諸表、個人の場合は収支明細書又は青色申告決算書
消費税の納税証明書や市税の完納証明書
営業許可等の許認可証明など必要なもの
- (市内業者認定を希望する場合)
- 尾道市の市税完納証明書

送付票の作成

- ※ 送付票に必要事項を記入、チェックしてください。

郵送

- ※ 送付票、申請書、関係書類を封筒に入れ、1枚目下段の郵送先へ送付してください。
- ※ 普通郵便で郵送していただいて結構です。
- ※ 申請書の受付ができ次第、受付票をFAXします。
受付票が届かない場合は、速やかにご連絡をお願いします。

関係書類について

会社や個人の証明（3か月以内に発行されたもの）

- ◇（法人の場合）登記簿謄本
法務局が発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ◇（個人の場合）身分証明書
本籍地の市区町村が発行する身分証明書
※運転免許証やマイナンバーカード等は不可

営業実績

- ◇（法人の場合）直前、最新の財務諸表の貸借対照表及び損益計算書
- ◇（個人の場合）前年の青色申告決算書（損益計算書及び貸借対照表）
又は収支内訳書
- ※ 申請時に上記各書類が作成されていない場合は、同様の様式により直近までの営業実績書を作成し、提出してください。
この場合、当該書類が作成され次第提出してください。

納税に関する資料（3か月以内に発行されたもの）

- ◇消費税及び地方消費税納税証明書
管轄の税務署で交付される、納税証明書「その3 未納税額のない証明用」（消費税及び地方消費税に係るもの）を提出してください。「その3の2」または「その3の3」でも構いません。
消費税等の納税義務がない場合でも、納税証明書「その3」は交付されますので提出してください。
- ※ 納税証明書に未納額が記載されている場合は、当該金額を納入したことがわかる領収書等又は猶予されていることがわかる書類を添付してください。
- ◇尾道市市税完納証明書 ※市内業者認定を希望する場合のみ
市に納付すべき市税の完納証明書（本店名義）
個人代表者名義の完納証明書
※ 無申告の場合は、納付すべき市税を完納したとはみなしません。
※ 市税完納証明書は、市役所及び各支所で取得できます。（有料）

営業に必要な許認可・登録等証明

- ◇ 申請書様式1「○営業経歴等---⑦ 許認可」に記載した項目の許認可証、登録証を添付してください。
- ◇ 申請書様式1「○営業経歴等---⑧取扱メーカー」に記載した項目の代理店、特約店等証明書を添付してください。

市内業者の認定について

- 市内業者認定基準を改正しました。
- 主な変更点は、次のとおりです。
 - (1) 営業所（本店、支店、営業所等。以下同じ）に専用の電話（携帯電話含む）やFAX受信機器が設置されていること。
（説明）尾道市内に置く営業所の電話やFAXは、直接当該営業所へ繋がるものであること。営業所責任者の携帯番号での登録も可能です。
 - (2) 営業所に常勤職員を配置し、常に連絡が取れること。
（説明）本店以外の支店、営業所等の責任者を本店代表者が兼任することはできません。常勤職員を配置し、当該職員が留守の場合は、責任者携帯又は本店等に電話が転送され、常に連絡が取れるようにしてください。（定休日等を除く、常時当該営業所以外へ転送される場合は市内認定を取り消します。）
 - (3) 看板掲示を具体化した。
（説明）今まで看板設置の有無としていたものを「複数年の使用に耐えうる素材及び方法により設置された企業名等の看板を設置していること。」と具体的にしました。
 - (4) 営業所の電話番号の電話帳への掲載を基準から削除した。
（説明）インターネットやスマートフォンの普及など電話帳掲載の必要性が変化していますので、認定基準から削除しました。
- 申請書様式3 尾道市内に置く営業所等調べにより、市内に本店を置く継続登録業者以外を審査します。

尾道市の令和5・6年度建設工事等入札参加資格者名簿の登録業者の皆さんへ

- 修繕のみに登録される場合
 - ・申請書の様式1の1・2ページ及び様式2-2（修繕）のみ記入してください。
 - ・市内業者認定を希望する場合は様式3も記入してください。
 - ・その他の関係書類はすべて不要です。
 - 物品や役務にも登録される場合
 - ・申請書の様式1の指示された項目及び様式2を記入してください。
 - ・市内業者認定を希望する場合は様式3も記入してください。
 - ・役務の許認可等の証明書を必要に応じて添付してください。
 - ・その他の関係書類は不要です。
- ※ いずれも、申請手続きのとおり、原則、郵送してください。

申請書の記載事項に変更があった場合について

- 申請書提出から令和7年3月31日までの間に、申請書の記載事項に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出してください。
- 変更届の様式や提出方法及び添付書類は、尾道市のホームページをご覧ください。

契約書等の印鑑について

今回、実印や使用印の登録を行いません。
 契約書等の印鑑については、表示内容を確認することになります。
 社印及び代表者印の社名や代表者職名等が違ふと有効なものとは認められない場合がありますので、注意してください。

※ 有効な印鑑（法人の場合）

- ・商号又は名称及び代表者職名が表示されたもの
- ・商号又は名称が表示されたものと代表者の私印や代表者職名が表示されたものとの組み合わせ

※ 無効な印鑑（法人の場合）

- ・商号又は名称が表示されたもののみ
- ・商号又は名称の表示または代表者職名が契約書等の記載事項と異なるもの

その他

- 市内業者優先発注について

本市では、地元業者育成の観点から条件付一般競争入札の参加条件の設定や指名業者の選定等には、原則として市内業者を優先しています。
- 入札指名について

この申請に係る資格は、競争入札に参加することができる資格であり、これをもって必ず指名されるという権利を得るものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- 環境への配慮について

本市では、令和2年11月に「尾道市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに尾道市内の二酸化炭素（CO2）排出量実質ゼロを目指しています。
 また、国連が推奨するSDGsやグリーン購入の推進に取り組んでいます。
 本市の取組みの趣旨をご理解いただき、本市の登録業者となりましたら、物品やサービスの提供にあたっては、環境配慮型製品の選択、廃棄物の減量・リサイクルの推進などの環境に配慮した取組みに努めてくださいますようお願いいたします。